

家賃補助付きセーフティネット住宅へ入居される方向け 手続きマニュアル

1. 入居者資格

家賃補助付きセーフティネット住宅に入居し、補助を受けるためには、次の入居者資格を全て満たしている必要があります。

なお、入居者資格確認通知書により入居者資格が「有り」と通知された場合であっても、必ずしも物件の入居審査を通過するとは限りません。最終的に入居の可否は別途物件のオーナーによる審査を経て決まります。

入居者資格	
	<ul style="list-style-type: none"> ・入居世帯の月収額※が15万8千円以下であること ・<u>月収15万8千円を超え21万4千円以下の子育て世代※</u> <p>※子育て世代… 子育て世帯（子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者がいる世帯）及び新婚世帯（配偶者（事実婚等含む）を得て5年以内の世帯）</p>
2	住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金を受給していないこと
3	入居する者のいずれかが、横浜市内に在住もしくは在勤していること
4	住宅に困窮していること
5	住民税の滞納がないこと
6	暴力団員でないこと
7	住民基本台帳に掲載された者であること
	<p>月収15万8千円を超え21万4千円以下の子育て世代の場合 令和3年12月20日以降に入居し、令和9年3月31日までに家賃減額補助が開始されるもの →詳しくはP9【子育て世代の補助資格】を参照してください。</p>

・入居途中で受給することとなった場合、補助が出なくなるため、受給期間等について賃貸人と共有してください。

※入居世帯の月収額について

入居世帯の月収額 = (入居する方全員の所得金額合計 - 公営住宅法施行令に定める各種控除) ÷ 12

入居世帯の月収額 15 万 8 千円の年収相当額の目安			
	単身者	2人世帯	3人世帯
年金所得	約 310 万円	約 353 万円	約 404 万円
給与所得	約 297 万円	約 351 万円	約 400 万円
事業所得	約 190 万円	約 228 万円	約 266 万円

2. 入居者資格確認申請【補助開始前】

① 新たに補助の対象になろうとする場合、下記の書類を揃えて補助金事務局へ提出してください。

※下記以外で、入居世帯の所得を算出するために必要な書類の提出を求める場合があります。

	必要書類	備考
全員が必ず提出する書類	入居者資格確認申請書	・市 HP からダウンロード
	入居者資格に係る誓約書兼同意書	・市 HP からダウンロード ・右上の同居者の欄には 申請者の他に同居される方全員について 記載してください。
	入居する者全員分の住民票の写しの [・] 原本	・ 世帯全員 の記載があり、 続柄 の記載があるもの ・ マイナンバーが入っていないもの ・発行から 3 か月以内のもの
	最新の課税（非課税）証明書の原本	・今年 1 月 1 日時点で住民登録されている市区町村から発行されます。 ・ 所得の内訳と扶養控除 の記載があるもの ・ 今年度 4 月時点で 16 歳以上の方は収入の有無にかかわらず 提出してください。 ※学生や専業主婦も対象となります。
	前年度の納税証明書 または、前年度*の非課税証明書	・前年度の納税証明書を原本で提出 ・ 非課税で納税証明書が出ない方は、前年度の非課税証明書 を原本で提出 ※学生や専業主婦も対象となります。
	その他入居者資格に係る証明書等	・ 障害者控除を受ける場合は 、障害者手帳の写しを提出してください。

●課税証明書の提出の例

(パターン1：令和4年10月に夫婦で申請する場合)

- ・ 夫、妻の令和4年度の課税証明書・・・(最新の課税(非課税)証明書)
- ・ 夫、妻の令和3年度の納税証明書 or 非課税証明書・・・(前年度の納税証明書 or 非課税証明書)

(パターン2：令和5年4月に夫婦+高校生の子で申請する場合)

- ・ 夫、妻、子の令和4年度の課税証明書…(最新の課税(非課税)証明書)
- ・ 夫、妻、子の令和3年度の納税証明書 or 非課税証明書…(前年度※の納税証明書 or 非課税証明書)

※ただし、前年の収入等により、通常6月に発行される最新の課税証明書(この場合は令和5年度)が、より早い時期に発行される場合があります。その場合、賃貸借契約が6月以降に行われる時は令和5年度の課税(非課税)証明書と令和4年度の納税証明書または非課税証明書をご提出ください。

【書類の提出先】補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 家賃補助付きセーフティネット住宅担当

- ② 書類審査後、「入居者資格確認通知書」が補助金事務局から送付されます。

- ・ 入居者資格確認通知書の有効期限は、**通知書の交付日の翌5月末まで※**となります。
※期限を過ぎてしまった通知書については無効となってしまうので、**再度新しい書類を用意のうえ、入居者資格確認申請を行ってください。**
- ・ 書類の審査には通常3週間程度かかります。ただし、記載内容に不備があるときや、不足書類がある場合、事務局等との調整が必要な場合等は通常より時間をいただきますので、予めご了承ください。

【記載例】入居者資格確認申請書

第1号様式(第9条第1項、第3項)

令和3年7月20日

横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇1-1-1 〇〇ハウス101号室
氏名 横浜 太郎

入居者資格確認申請書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱(第9条第1項・第3項)の規定に基づき、入居者資格の確認について次のとおり申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。

1. 入居者及び同居者

入居者	氏名 横浜 太郎	
同居者	氏名 横浜 花子	続柄 妻
	氏名	続柄
	氏名	続柄

同居を希望する全員分の氏名と続柄を記入してください。

2. 経済的支援住宅(まだ入居していない方は記載不要です。)

住宅の名称	まだ家賃補助付きセーフティネット住宅に入居していない方は記載不要です
部屋番号	

3. その他

第1号様式別紙のとおり

添付書類

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・直近の住民税課税証明書(所得金額の内訳及び控除の内訳が記載されているもの)
- ・入居者資格に係る誓約書兼同意書(第1号様式別紙)
- ・納税証明書
- ・その他入居者資格に係る証明書等

【記載例】入居者資格に係る誓約書兼同意書

第1号様式別紙

令和3年7月20日

横浜市長

入居者：申請された方について記載してください
同居者：申請された方以外で同居される方全員について、記載してください。書ききれない場合は欄外または別紙に記載していただいても構いません。

入居者	住所	横浜市〇〇区〇〇1-1-1 〇〇ハウス101号室
	ふりがな 氏名	横浜 太郎
	生年月日	昭和30年1月1日
	性別	男
	電話番号	045-XXX-XXXX
同居者	住所	同上
	ふりがな 氏名	横浜 花子 横浜 次郎
	生年月日	昭和30年2月1日 昭和56年5月1日
	性別	女 男
	続柄	妻 子

入居者資格に係る誓約書兼同意書

入居者及び同居者（入居予定の者も含む）が横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱第〇〇条第〇〇項に定める入居者資格に該当することを、次の内容を
内容を確認し、すべての項目をチェックしてください

なお、入居者資格の確認のため、上記に記載の氏名・性別・住所・生年月日に係る情報を基に、情報所管課及び神奈川県警本部に対して照会することについて同意します。また、申請等に関する連絡及び福祉制度に係る案内の送付のため、上記に記載の住所、氏名及び電話番号を補助金事務局に対して提供することに同意します。

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していません。
- 2 住民税の滞納はありません。又は住民税を特別徴収により納付しています。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 4 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に掲載されています。
- 5 現に住宅に困窮しています。

（現在居住している住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃減額補助を行う場合）

- 6 低額所得者のため、現在の住宅に住み続けることが必要です。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

「6」については、
当てはまる場合のみチェックしてください

3. 住民票の送付【転居後】

- ・家賃補助付きセーフティネット住宅へ入居したことを確認するための手続きです。
- ・**補助金の交付にかかわるため、必ず速やかに提出**してください。
- ・ただし、賃貸人が現在の住宅を家賃補助付きセーフティネット住宅にしたことにより、現在の住宅に住み続けたまま補助を受ける場合は、提出不要です。

① 転居後、住民票を新住所に移します。

手続きの際、住民票を取得してください。

※住民票は、

- ・世帯全員の記載があり、続柄の記載があるもの
- ・マイナンバーが入っていないもの を取得してください。

② 補助金事務局へ、**速やかに住民票の写しの原本を提出**してください。

【書類の提出先】補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 家賃補助付きセーフティネット住宅担当

4. 年 1 回の入居者資格確認申請【毎年 6 月】

- ・毎年度、収入要件等の入居者資格を引き続き満たしているかどうかの確認を行います。
- ・この確認により、入居世帯の所得が 15 万 8 千円(21 万 4 千円)を超えてしまった場合など、**入居者資格を満たしていないことが判明した場合は、家賃補助は打ち切り**となりますが、**本来の家賃額で引き続き入居することは可能**です。
- ・毎年、補助金事務局から入居者に対して、申請に関するご案内を送付します。

■入居者資格確認申請の流れ

その他必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

	必要書類	備考
	入居者資格確認申請書	・市 HP からダウンロード
	入居者資格に係る誓約書兼同意書	・市 HP からダウンロード ・右上の同居者の欄には 申請者の他に同居される方全員 について記載してください。
	入居する者全員分の住民票の写しの原本	・世帯全員の記載があり、 続柄 の記載があるもの ・ マイナンバーが入っていないもの ・発行から 3 か月以内のもの
	最新の課税（非課税）証明書の原本	・ 当年度 のものを提出 ・今年 1 月 1 日時点で住民登録されている市区町村から発行されます。 ・ 所得の内訳と扶養控除 の記載があるもの ・ 今年度 4 月時点で 16 歳以上の方は収入の有無にかかわらず 提出してください。 ※学生や専業主婦も対象となります。
	納税証明書※	・前年度のものを原本で提出 ※非課税で納税証明書が出ない方は前年度の非課税証明書を提出してください。
	その他入居者資格に係る証明書等	・ 障害者控除を受ける場合は 、障害者手帳の写しを提出してください。

【書類の提出先】補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 4 階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 家賃補助付きセーフティネット住宅担当

- ① 指定された期日までに、次の書類を揃えて補助金事務局へ提出してください。
- ② 書類審査後、「入居者資格確認通知書」が補助金事務局から入居者へ送付されます。
通常9月頃を目途に交付を行いますが、記載内容に不備があるときや、不足書類がある場合は前後する可能性がありますので、予めご了承ください。
- ③ この確認により算出された入居者負担額については、**10月分から反映**されます。

5. 退去する場合

- ・ 住宅を退去する場合は、**賃貸人へ連絡・届け出**を行ってください。（市で定める様式はありません）
- ・ **契約者が退去し、同居者が引き続き住み続ける場合（契約者が変更となる場合）には、別途名義承継の手続きが必要**となります。

■名義承継

賃貸人が市へ行う手続きなので、入居者の方は、賃貸人へ次の書類を提出してください。

必要書類	備考
旧契約者と新契約者の住民票の写し	旧契約者がその住宅から転居し、新契約者が世帯主となっていることを確認するため。

※その他必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

6. 入居世帯の構成等に変更が生じた場合

- ・ **出産や死亡、転出入等により入居世帯の構成に増減が生じた場合や、氏名変更等の変更が生じた場合**は、下記の手続きを行ってください。

■世帯員変更届

賃貸人が市へ行う手続きなので、入居者の方は、賃貸人へ次の書類を提出してください。

必要書類
住民票の写しやその他変更事項を証明する書類

※必要に応じてその他の書類を追加で提出していただく場合があります。

7. 手続きに関するお問合せ先

【補助金事務局】

横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部

電話 : 045-451-7762

受付時間 : 10 時～17 時 (土日・祝日、年末年始を除く)

住所 : 〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 4 階

8. 子育て世代への補助資格について

- ・ 令和 5 年 4 月 2 1 日より、子育て世代の対象世帯を拡充しています。
- ・ 令和 8 年度までの時限措置 (予定) となっています。

(1) 補助要件

- ア P1【1.入居者資格】の 2～7 のすべてに該当していること
- イ 令和 3 年 12 月 20 日以降に入居するものであって、令和 9 年 3 月 31 日までに家賃減額補助が開始されること
- ウ 当該入居者の所得が 15 万 8 千円を超え 21 万 4 千円を超えないもの
- エ 次の①、②のいずれかに該当するもの
 - ① 子ども (18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者) 又は妊娠している者がいるもの
 - ② 配偶者 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) を得て 5 年以内のもの

(2) 補助限度額

4 万円 / 戸・月

(3) 補助期間※ 2

子育て世帯 : 最大 6 年間、新婚世帯 : 最大 3 年間